第４号様式（第９条第１項）

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 ３ ７ 号－１
平成２４年１０月２４日

○ ○ ○ ○　　様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成２４年３月６日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２３）苦情事案２４：平成２４年３月６日付け 異議申立てに対する決定をしない。 千葉県情報公開審査会からの答申・回答があっても決定をしない。 ２　調査の概要 平成２４年　３月　６日　苦情の申出書の受付（苦情事案２４） 平成２４年　事実関係等の調査 平成２４年　９月１４日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次の通り判断する。 （１）本件は、開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情であることが認められた。 （２）したがって、下記の理由により、本件苦情の申出に応ずることができない。 本件は、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）第２７条の２第３項第３号の「開示決定等について行政不服審査法による不服申立てを行った場合における当該不服申立てに係る苦情」に該当するため。
調査委員	伊藤さやか、桑波田和子

第４号様式（第９条第１項）

処 理 結 果 通 知 書

情 公 推 第 ３ ７ 号－２
平成２４年１０月２４日

○ ○ ○ ○　様

千葉県情報公開推進会議
会長 松 村 雅 生

平成２４年３月１６日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （H２３）苦情事案２５：平成２４年３月１６日付け 規則等がきちんと整備されていない。 情報公開への対応がデタラメである。 ２　調査の概要 平成２４年　３月１６日　苦情の申出書の受付（苦情事案２５） 平成２４年　　　　　　　事実関係等の調査 平成２４年　９月１４日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次の通り判断する。 （１）本件は、千葉県個人情報保護条例（平成５年条例第１号）の規定による不開示決定、部分開示決定に係る苦情の申出であることが、認められた。 （２）したがって、下記理由により、本件苦情の申出に応ずることができない。 本件は、千葉県情報公開条例（平成１２年条例第６５号）第２７条の2第3項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。
調査委員	伊藤さやか、桑波田和子

第４号様式（第９条第１項）

処理結果通知書

情公推第３６号
平成２４年１０月２４日

○○○○　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村　雅生

平成２４年４月１７日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１：平成２４年４月１７日付け 異議申立ての決定書の送付手続きがデタラメ 決定を故意にしなかったため、送付書をつけず決定書謄本をまとめて送付 きちんとした事務手続きをしない。 ２　調査の概要 平成２４年　４月１７日　苦情の申出書の受付 平成２４年　事実関係等の調査 平成２４年　９月１４日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 (1) 本件は、県の特定の担当課（室）が文書を送付した際の事務処理方法に係る苦情の申出であることが認められた。 (2) したがって、下記理由により、本件苦情の申出に応ずることができない。 本件は、県の特定の担当課（室）が文書を送付した際の事務処理方法に係る苦情の申出であり、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）第２７条の２第３項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。
調査委員	井上　隆行、高橋　秀典

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情公推第４２号
平成２４年１１月１６日

○○○○様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年４月１７日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<table>
<tr><td>処理結果</td><td>１　苦情の内容
（Ｈ２４）苦情事案２
担当者が電話中といって故意に放置する
担当者が別の人（○○）と言って、請求書の写しを交付しない
Ｈ２４、４、１０に窓口で写しを交付しようとしなかった

２　調査の概要
平成２４年４月１７日　苦情の申出書の受付
平成２４年８月　８日　千葉県知事（以下「実施機関」という。）への書面による調査
平成２４年８月２４日　実施機関から調査回答書受付
平成２４年１１月８日　苦情処理調査部会で審議

３　処理結果
本事案は、総務部政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「総合窓口」という。）担当職員が、平成２４年４月１０日に受け付けた受付４４番の行政文書開示請求書（以下「受付４４番請求」という。）の写しを、要綱に従わず交付しなかったことに関する苦情と認められる。
（１）受付４４番請求の写しを交付しなかったことについて実施機関は、以下の通り説明する。
ア　知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要領（平成１３年３月７日制定。以下「要領」という。）第３の２（６）は、「収受印を押印し、受付番号を記載した後、開示請求書の写しを開示請求者に交付する」と規定する。
イ　受付４４番請求には当初、行政文書開示請求書のあてに、「千葉県知事（建分）」と記載されていた。
「建」とは県土整備部建築指導課を意味するところ、当該請求は、</td></tr>
</table>

	防災危機管理部防災計画課（以下「防災計画課」という。）が所掌する事務に係る行政文書の開示を求めるものであったため、その旨苦情申出人に伝えるとともに、防災計画課担当者を総合窓口に呼び、受付カウンターにおいて、苦情申出人と総合窓口担当者（以下「担当者」という。）Ａと共に請求の内容に係る所掌事務の有無等を確認した。 ウ　その後、防災計画課担当者及び担当者Ａが受付カウンターを離れた。それは、防災計画課担当者は用件が終了したため、そして担当者Ａは受付４４番以外の行政文書開示請求書（当日苦情申出人は複数の行政文書開示請求書を提出した。）の請求内容等について確認するため、関係課所に電話連絡するためであった。 エ　両名が受付カウンターを離れた後、別の窓口担当者（以下「担当者Ｂ」という。）が苦情申出人から呼ばれ、受付４４番請求の受付をするよう求められた。 　担当者Ｂは、当該請求について、先ほど来、苦情申出人、防災計画課担当者及び担当者Ａの３者で何らかの協議を行ってはいたことは知っていたものの、協議内容までは了知していなかった。 オ　受付４４番請求の受付に際し何らかの支障があったのではないかと考えた担当者Ｂは、防災計画課担当者又は担当者Ａに確認を取ろうと考えたが、担当者Ａは電話中であった。 カ　そこで、所属に戻ろうとする防災計画課担当者を廊下において呼びとめ、上記確認を行っていたところ、退室してきた苦情申出人から、もう帰るので控えは今度来た時でいい旨言われた。 キ　担当者Ｂは、再三「もう少々お待ち下さい。」と思いとどまるよう促したが聞き入れてもらえなかった。 ク　そのため、当日（４月１０日）は写しの交付を行わず、４月１７日に交付したものである。 （２）上記実施機関の回答に不自然な点はない。受付４４番請求の写しの交付について、苦情申出人が後日で構わない旨の発言を行っている以上、実施機関の情報公開に係る事務に不適切な点はない。
調査委員	井上委員、渋沢委員

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情公推第４６号
平成２４年１１月１６日

○○○○　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村　雅生

平成２４年５月１４日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

<table>
<tr><td>処理結果</td><td>１　苦情の内容
（Ｈ２４）苦情事案３：平成２４年５月１４日付け
カラーコピーの値段がコンビニと違う（写しの交付代金）
カラーＡ４とＡ３を同一料金とするの県庁だけ
地下の生協のコピーの値段とも違う
コンビニがＡ４　５０円（生協も同じ）
なぜ７０円もとるのか不明

２　調査の概要
平成２４年　５月１４日　苦情の申出書の受付
平成２４年　８月　２日　実施機関（政策法務課）への書面による調査
平成２４年　８月１６日　実施機関（同課）から調査回答書の受付
平成２４年１１月　８日　苦情処理調査部会で審議

３　処理の結果
(1)　本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年３月７日制定）第４　８(2)ア②による、写し等の作成に要する費用のうち複写機による多色刷りに対する苦情であると認められる。
(2)　千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明は次のとおりである。
ア　写し等の作成に要する費用のうち複写機による多色刷りについては、同要綱第４　８(2)ア②により定められている。その算定の方法は、複写機の賃借料、用紙代、電気代等を基に算定している。同費用は、代表的なコンビニエンスストアと異なっている。また、同要綱が制定された時から変わっておらず、代表的なコンビニエンスストアでも変わっていない。
イ　Ａ４判とＡ３判を同じ金額としている理由は、当該算定の方法により算定された金額に著しい相違がなく、徴収において処理しやすい金額として同じ金額としており、代表的なコンビニエンスストアとは異なっている。なお、Ａ４判においては、代表的なコンビニエンスストアより高く、Ａ３判においては、安くなっている。
(3)　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。</td></tr>
</table>

	当該算定の方法について、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、写し等の作成に要する費用のうち複写機による多色刷りについて、結果的に代表的なコンビニエンスストアと異なることはやむを得ないと考えられる。 また、Ａ４判とＡ３判を同じ金額としている理由についても、実施機関の説明に特段不合理な点はなく、千葉県以外の都道府県のほとんどにおいて、同じ金額としており、代表的なコンビニエンスストアと異なることはやむを得ないと考えられる。 なお、複写機による多色刷りを含めた写し等の作成に要する費用については、千葉県以外の都道府県の状況を把握するなど、実施機関において適宜調査する必要があるのではないかと考えられる。
調査委員	菅野　泰、中谷　弘美

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情 公 推 第 ４ ３ 号
平成２４年１１月１６日

○　○　○　○　　様

千葉県情報公開推進会議
会 長　松 村 雅 生

平成２４年５月２８日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案４ 苦情対応できちんと対応しようとしない 情報公開センターの○○さんの窓口対応が悪い 開示請求者の言うことを無視し、県職員の有利になることしか言わず、開示請求者をおこらすことを反省しない 上から目線で相手をバカにした話し方をする。 ２　調査の概要 平成２４年５月２８日　苦情の申出書の受付 平成２４年８月　８日　千葉県知事（以下「実施機関」という。）への書面による調査 平成２４年８月２４日　実施機関（総務部政策法務課）から調査回答書受付 平成２４年８月２４日　実施機関（健康福祉部保険指導課）から調査回答書受付 平成２４年１１月８日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 本事案は、健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）が、平成２４年４月２３日付け受付番号１３１番及び１３２番の行政文書開示請求に対して行った補正の求めに不満のある苦情申出人が、当該補正の求めの取消しを、事情を知らない総合窓口担当者に求めたことにより生じた苦情であると推察される。 （１）受付番号１３１番及び１３２番の行政文書開示請求に対し補正を求めたことについて実施機関（健康福祉部保険指導課及び総務部政策法務課）は、以下の通り説明する。 ア　受付番号１３１番及び１３２番の行政文書開示請求の開示請求する

	行政文書の件名又は内容欄に苦情申出人は「国保法施行令７２条の３」と記載するが、国民健康保険法施行令（昭和３３年政令第３６２号）は第３９条までしか条文は存しない。 イ　開示請求書の記載内容から、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）の誤記載と考えられたが、確認のため文書（平成２４年5月２３日付け保指第４１３号）により補正を求めた。 ウ　5月２８日午前１１時頃、来庁した苦情申出人から、順序立てた説明もないまま、突然、上記補正について取り消せ、と主張された総務部政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「総合窓口」という。）担当者は、当該発言の意味を解することはできなかった。 （２）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア　実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、その補正を求めることができる。本件開示請求書に必要的記載事項は全て記載されており、その意味において、補正を求めた行為は、形式的には失当と言い得る。 イ　しかし、存在しない条文に係る行政文書を求める申出人の真意を、文書を持って確認する行為は何ら非難されるべきものではない。 よって、申出人の意思を確認しようとした実施機関（保険指導課）の行為に特段不適切な点はない。 ウ　開示請求者（窓口来訪者）の意図をくみ取り、適切な案内をすることは総合窓口担当者の重要な責務である。 一方、開示請求者においても、情報公開制度を適正に使用するのはもちろん、実施機関と協力等行い、双方の努力により適切な情報公開制度の運用を図ることが重要である。 実施機関（政策法務課）の情報公開に係る事務に不適切な点はない。
調査委員	井上委員、渋沢委員

第４号様式（第９条第１項）

処 理 結 果 通 知 書

情公推第４１号
平成２４年１１月１６日

○○○○　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年５月２８日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

<table>
<tr><td>処理結果</td><td>
１　苦情の内容
（Ｈ２４）苦情事案５：平成２４年５月２８日付け
　Ｈ２４、５、２３付保指４１３号による補正要求の濫用
　開示請求する行政文書の内容の表記に問題がないとしながら、決定期限日付で補正要求する濫用
　窓口担当者に担当課に表記に問題がないことを確認してもらってから収受してもらっているのに補正要求がされるのはおかしい

２　調査の概要
　平成２４年５月２８日　苦情の申出書の受付
　平成２４年７月１９日　千葉県知事（以下「実施機関」という。）への書面による調査
　平成２４年８月　３日　実施機関から調査回答書受付
　平成２４年１１月８日　苦情処理調査部会で審議

３　処理結果
（１）本事案は、実施機関が平成２４年５月２３日付け保指第４１３号で苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）に通知した補正に関する苦情である。
（２）実施機関の説明要旨は次のとおりである。
　ア　申出人が来庁し、本件開示請求書を提出する際に実施機関の職員が窓口で対応した。当該職員は「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄（以下「件名欄」という。）に記載された「保険基盤安定負担金（国保法施行令７２条の３規定分だけでなく支援分も含む）に関する一切の書類（Ｈ２２～Ｈ２４年度が対象）」について対象文書の特定が可能と判断した。
　イ　後日、件名欄の国民健康保険法施行令との記載は、国民健康保険法の誤りであることが判明した。当該誤記について申出人に電話で確認することができなかったため、書面での補正請求を行ったところである。
</td></tr>
</table>

	（３）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「部会」という。）は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア　開示請求書の件名欄に記載された内容について、窓口で一度確認しているとしても、担当課が改めて確認することは、開示請求に係る対象文書を特定するうえで重要な作業の一つであり、実施機関の事務は適切であった。 イ　しかしながら、件名欄に記載された内容を確認するために、実施機関が申出人に対して行った補正に係る通知は、千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号）第１３条第１項に規定されている期限である３０日目に送付されていた。 ウ　情報公開制度が有効に機能するためには、行政文書を開示するかどうかの適正かつ迅速な決定と、速やかな開示の実施が必要不可欠であることから、実施機関には速やかな開示決定等が行えるような事務処理に努めることを求めるものである。
調査委員	伊藤さやか、高橋秀典

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情公推第４４号
平成２４年１１月１６日

○○○○　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年６月６日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案６ 閲覧時間変更に対応しない ５月２２日センター窓口で閲覧コーナーがあいているので６月６日２時からの閲覧を１０時に変更したのに対応していなかった ○○さんの対応で変更したが、本人が知らないと対応しなかった ２　調査の概要 平成２４年６月　６日　苦情の申出書の受付 平成２４年８月　８日　千葉県知事（以下「実施機関」という。）への書面による調査 平成２４年８月２４日　実施機関（総務部政策法務課）から調査回答書受付 平成２４年８月２４日　実施機関（健康福祉部保険指導課）から調査回答書受付 平成２４年８月２４日　苦情申出人から調査回答書受付 平成２４年１１月８日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 本事案は、総務政策法務課情報公開・個人情報センター（以下「総合窓口」という。）担当者が、行政文書の開示を実施する時刻の変更依頼を受け付けなかった（当該依頼の対応を怠った）との苦情である。 （１）行政文書の開示時刻の変更について、実施機関（健康福祉部保険指導課（以下「保険指導課」という。）及び総務部政策法務課）は、以下の通り説明する。 ア　総合窓口担当者及び保険指導課担当者双方とも開示時間変更の話は何ら聞いていない。仮に、総合窓口担当者が伝言等を頼まれた場合、担当課に直接連絡するよう伝えている。 イ　また、千葉県事務決裁規程（千葉県訓令第１０号。以下「事務決裁規程」という。）第２０条第１項別表第１各課共通の項課長専決事項の欄第２２号に「行政文書の開示に関すること。」は各課の課長専決とされていることから、実施機関（保険指導課）の決定について総合窓口でその内容を変更することは不可能である。

	ウ　加えて、平成２４年5月２５日付けでなした決定内容（6月6日の午後2時に開示）を５月２２日の時点で変更することは、そもそも不可能である。 エ　平成２４年6月６日午前１０時１５分頃、総合窓口から電話を受けた保険指導課担当者は、お昼前くらいまで、当該開示の実施に対応した。 （2）一方、苦情申出人は、以下の通り説明する。 ア　平成２４年5月２２日としたのは誤記。 イ　午後２時からでは、４０件の行政文書の開示を同日中に終了させるのは無理であるので、総合窓口の閲覧コーナーがあいていればと、総合窓口担当者Ａ（以下「担当者Ａ」という。）に、午前１０時に変更するよう申し出た。 担当者Ａが、閲覧コーナーの空きを確認した後、変更を了解した。 ウ　なお、保険指導課担当者が不在でも質問はしないので、立会者は誰でもいい旨申し出、担当者Ａから了解された。 エ　6月6日午前１０時に、総合窓口に行ったところ、担当者Ａから、「担当者でないので何もしていない。」と言われた。 総合窓口担当者Ｂに、行政文書の開示に対応するよう申し出、保険指導課に電話してもらい、対象文書を持ってきてもらった。 （3）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、苦情の申出書、実施機関及び苦情申出人に対する調査等から以下のとおり判断する。 ア　実施機関は開示時間変更の話は何ら聞いていないと説明し、苦情申出人は変更を申し出たと説明する。双方の主張は正反対であり、その真偽は不明である。 イ　しかしながら、実施機関の説明及び苦情申出人の説明を総合的に判断すると、開示時間の変更はなされていなかったと推察される。 （ア）実施機関は下記のとおり説明し、その説明に不合理な点はない。 a　政策法務課及び保険指導課の両課とも、変更の話を聞いていない。 仮に、総合窓口担当者が伝言等を頼まれた場合、担当課に直接連絡するよう伝えている。 b　事務決裁規程上、保険指導課のなした決定を政策法務課が変更することは不可能。 （イ）一方、苦情申出人の説明は、下記のとおり当を得ない。 a　総合窓口担当者が決定通知書の記載事項の変更を了解した旨説明するが、事務決裁規程上当該変更は不可能である。 b　午後２時からでは同日中に開示を終了させられない旨説明するが、実際の開示は、ほぼ苦情申出人の希望通り午前１０時１５分ごろからお昼前くらいまで行われ、所要時間は２時間未満であった。 c　立会者は誰でもいい旨申し出たと主張するが、保険指導課担当者は通常の開示どおりの対応を取っている。 ウ　以上のことから、実施機関の情報公開に係る事務に不適切な点はなかったと判断する。
調査委員	井上委員、渋沢委員

第４号様式（第９条第１項）

処理結果通知書

情公推第３２号－１
平成２４年１０月２４日

○○○○　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年６月４日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案７：平成２４年６月４日付け 教育庁企画管理部教育総務課文書･情報室が行った開示に係る事務手続き。 千葉県教育委員会委員長（職務代行者）は、私が行った開示請求に対し「分掌表については、本年度分について一度全部開示決定を行っているため、これも開示決定によらず提供させていただきたいと思います。」と連絡したが、この決定は速やかに取り消されるべきである。また、過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査し、不当行為が明らかになった場合は請求者の権利を回復し併せて再発防止に向け関係職員を処置すべきである。 (1)　千葉県教育委員会委員長は他人に全部開示したという理由で私に開示請求の取下げを迫り、その上で情報提供するという。 (2)　当たり前の話であるが、私は情報公開条例上の権利行使として自ら開示請求を行ったのであり、私の請求権は他人の請求行為やその結果とは無関係無関連である。 (3)　千葉県教育委員会委員長に従えば、仮に他人の請求が部分公開となったならば、私の請求は認められ取下げ指示はなくなることとなる。 (4)　千葉県教育委員会委員長は一人ひとり独立した開示請求「権」を認めないばかりか、これに加えて開示請求の取下げを一方的に迫るなど著しく不当な行為を行った。 ２　調査の概要 平成２４年　６月　４日　苦情の申出書の受付（苦情事案７） 平成２４年　７月１７日　千葉県知事（政策法務課）及び千葉県教育委員会（教育総務課）（以下千葉県知事及び千葉県教育委員会を「実施機関」という。）への書面による調査 平成２４年　８月　３日　千葉県教育委員会から調査回答書受付 平成２４年　８月　３日　千葉県知事から調査回答書受付 平成２４年　８月２４日　苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）から苦情の趣旨等の聴取 平成２４年　９月１４日　苦情処理調査部会で審議

3　処理結果

(1)　本事案は、申出人が行った行政文書開示請求に係る事務手続に対する苦情であると認められる。

(2)　実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア　千葉県教育委員会

(ｱ)　申出人が行った本事案に係る平成２４年５月２日付け受付１８１番の行政文書開示請求（「教育庁各課分掌表及び座席表。２０１２年度分」）（以下「本件請求」という。）に対し、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は本件請求に係る行政文書として「教育庁１２課の座席表」及び「教育庁１２課の事務分掌表」（以下「対象文書」という。）を特定したが、下記の理由から、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年制定。以下「要綱」という。）第７の１の規定により、対象文書については情報提供として開示を行うこととし、申出人に対し、平成２４年５月２１日付け文書でその旨を連絡した。

a　対象文書のうち「教育庁１２課の事務分掌表」は、本件請求以前に申出人以外の者が行政文書開示請求を行い、これに対して教育委員会は全部開示決定を行った経緯があったこと。

b　対象文書のうち「教育庁１２課の座席表」は、各課の執務室入口に掲示されているものであること。

c　本件請求については内容が明確であり、行政文書の特定について疑義の生ずる可能性が少ないものであったこと。

d　対象文書を情報提供として開示する場合は、行政文書開示決定通知書の作成を行わないため、より迅速な対応ができること。また、情報提供は県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる方法として、県が行う情報公開の施策のひとつとされていること。

(ｲ)　行政文書開示請求があった後に当該請求に係る行政文書を情報提供として開示する場合は、当該請求に対する決定を行わないことから、当該請求に係る処理に疑義が生ずることを防ぐために、原則として、開示請求者に対し当該請求に係る取下書の提出を求めているところである。この場合に開示請求者が当該請求の取下げに了解せず、開示決定を求めた場合は、開示決定を行うこととしている。

本件請求についても上記(ｱ)の経緯から、申出人に対し、情報提供として開示する旨の提案と併せて取下書の様式を送付し提出を依頼したところであるが、申出人が主張するように取下げを迫ったものではない。

(ｳ)　本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するという提案に対し、申出人は平成２４年６月４日付けで本事案の苦情の申出を行ったことから、教育委員会は、申出人が対象文書を情報提供として開示することに了解しないものと判断し、平成２４年６月７日付け教総第３１７号で本件請求に対する開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(ｴ)　本件決定に係る行政文書開示決定通知書については、申出人が来庁する旨を伝え聞いたため、情報公開・個人情報センター総合窓口（以下「総合窓口」という。）に預けたところ申出人の来庁はなかったとのことであった。その後、総合窓口から当該決定通知書の返却がなかったために、そのまま日数が経過してしまったが、当該通知書が総合窓口に預けられたままであることが判明し、平成２４年７月４日に教育総務課から申出人へ当該決定

通知書及び当該決定通知書の送付が遅れたことについての説明及び謝罪を文書にて送付したところである。

イ　千葉県知事

(ア)　申出人が行った本件請求は、教育委員会において開示請求による決定ではなく、情報提供による情報の開示を行うとのことであった。

そこで総合窓口は、教育委員会からその旨の連絡（平成２４年５月２１日付け事務連絡）と併せて、本件請求を取り下げるための書類一式を申出人宛てに送付してほしいとの依頼を受け、申出人へ送付したものである。

(イ)　教育委員会は本件請求に対し、平成２４年６月７日付けで本件決定を行ったが、当該決定に係る行政文書開示決定通知書については、平成２４年６月１２日開催の千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）の直前であったこと、申出人が過去の推進会議について数回傍聴を行っており、今回の推進会議についても傍聴するのではないかと考えられたことなどから、申出人の来庁時に手渡せるよう当該決定通知書及び対象文書を総合窓口で預かることとした。その後も当該決定通知書及び対象文書を保管していたが、申出人の来庁がなかったため、平成２４年７月４日付けで教育総務課から当該決定通知書を送付したところである。

教育委員会と当該決定通知書の送付について対応を早く行うことで、相当の期間を要することは防げたと考える。結果として当該決定通知書を放置することとなってしまったのは大変不適切であった。今後は、迅速な対応を心がけ、再発防止に努めたい。

(3)　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア　教育委員会は、申出人の本件請求に対し、本件請求に係る対象文書を要綱第７の１の規定により情報提供として開示できると判断したとのことであり、その理由を上記(2)ア(ア)ａからｄまでとしたことに特段不合理な点はない。

また、情報提供は千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）に基づく開示と比較すると、開示請求者が求める情報について、開示請求者に対しては対象となる情報を簡易かつ速やかに開示することができ、実施機関においては事務負担を軽減することができるものである。

よって、申出人に対し、本件請求に係る対象文書を情報提供として開示する旨を申し出たことは首肯できるが、情報提供として開示をする場合には申出人の了解が必要であることはいうまでもない。

イ　しかしながら、教育委員会は本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するにあたり、申出人に対して事前に連絡することなく、情報提供の申出と同時に本件請求を取り下げるための書類一式（以下「取下書等」という。）の送付を総合窓口に依頼したとのことである。

申出人の説明によると、条例第５条により行政文書の開示を請求しているのであるから、教育委員会は本件請求に対し、条例第１２条により何らかの決定を行うことが当然であるとのことであり、この申出人の主張は認められる。

よって、本件請求について、教育委員会は条例第１２条による応答をすべきであった。

	ウ　教育委員会の説明によると、本件請求に係る決定に至る経緯は上記(2)ア(ウ)のとおりである。教育委員会は申出人が本件請求に係る対象文書の情報提供に了解をしないものと判断し、平成２４年６月７日に決定を行ったとのことであるが、これは本件請求があった日の翌日から起算して３６日目である事実を確認した。 　教育委員会は、本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するとした理由として、より迅速な対応ができることを掲げており、情報提供として開示をする提案については上記アのとおり評価できるものである。 　しかしながら、本件についてみると、情報提供は開示請求に係る決定より迅速な対応が可能であるとしながら、結果として本件請求から本件決定までに条例第１３条の規定を超える日数を要しており、教育委員会が申出人へ情報提供として開示をする提案をした意味をなしていない。 　さらに条例の規定に反していることについて当職は理解できない。 　また、教育委員会の情報提供として開示をする提案に対し、申出人から連絡がないことを理由に本件請求を放置することは許されるものではなく、連絡がないのであれば条例に基づいた決定等を行うことが当然であり、教育委員会の事務処理は甚だ不適切である。 エ　実施機関の説明によると、本件決定から本件決定に係る行政文書開示決定通知書の送付についての経緯は上記(2)ア(エ)及び(2)イ(イ)のとおりである。 　当該決定があってから、当該決定通知書が申出人へ送付されるまでに約４週間経過した事実を確認した。 　条例第１２条は、開示請求に対する実施機関の応答の義務及び手続を定めたものであり、開示請求に対する決定を行った場合は、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならないとされている。 　実施機関は、平成２４年６月１２日の当推進会議に申出人が傍聴のために来庁するのではと考え、当該決定通知書等を手渡しするために総合窓口に備えたと説明するが、申出人の来庁の有無に関わらず、速やかに当該決定通知書を申出人へ送付すべきであり、実施機関の事務処理は不適切と言わざるを得ない。 オ　以上のことから、実施機関に対し、別添写しのとおり是正等に関する意見を通知した。
調査委員	菅野泰、中谷弘美

情公推第３２号－２
平成２４年１０月２４日

千葉県教育委員会
委員長　山田　純子　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村　雅生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成２４年７月１７日付け情公推第１３号－１で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成１７年８月１８日制定）第８条第３項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1　苦情の内容

（H２４）苦情事案７：平成２４年６月４日付け

教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が行った開示に係る事務手続き。

千葉県教育委員会委員長（職務代行者）は、私が行った開示請求に対し「分掌表については、本年度分について一度全部開示決定を行っているため、これも開示決定によらず提供させていただきたいと思います。」と連絡したが、この決定は速やかに取り消されるべきである。また、過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査し、不当行為が明らかになった場合は請求者の権利を回復し併せて再発防止に向け関係職員を処置すべきである。

(1)　千葉県教育委員会委員長は他人に全部開示したという理由で私に開示請求の取下げを迫り、その上で情報提供するという。

(2)　当たり前の話であるが、私は情報公開条例上の権利行使として自ら開示請求を行ったのであり、私の請求権は他人の請求行為やその結果とは無関係無関連である。

(3)　千葉県教育委員会委員長に従えば、仮に他人の請求が部分公開となったならば、私の請求は認められ取下げ指示はなくなることとなる。

(4)　千葉県教育委員会委員長は一人ひとり独立した開示請求「権」を認めないばかりか、これに加えて開示請求の取下げを一方的に迫るなど著しく不当な行為を行った。

2　処理の結果

(1)　本事案は、申出人が行った行政文書開示請求に係る事務手続に対する苦情であると認められる。

(2)　実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア　千葉県教育委員会

(ｱ)　申出人が行った本事案に係る平成２４年５月２日付け受付１８１番の行政文書開示請求（「教育庁各課分掌表及び座席表。２０１２年度分」）（以下「本件請求」という。）に対し、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は本件請求に係る行政文書として「教育庁１２課の座席表」及び「教育庁１２課の事務分掌表」（以下「対象文書」という。）を特定したが、下記の理由から、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年制定。以下「要綱」という。）第７の１の規定により、対象文書については情報提供として開示を行うこととし、申出人に対し、平成２４年５月２１日付け文書でその旨を連絡した。

a　対象文書のうち「教育庁１２課の事務分掌表」は、本件請求以前に申出人以外の者が行政文書開示請求を行い、これに対して教育委員会は

全部開示決定を行った経緯があったこと。

b　対象文書のうち「教育庁１２課の座席表」は、各課の執務室入口に掲示されているものであること。

c　本件請求については内容が明確であり、行政文書の特定について疑義の生ずる可能性が少ないものであったこと。

d　対象文書を情報提供として開示する場合は、行政文書開示決定通知書の作成を行わないため、より迅速な対応ができること。また、情報提供は県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる方法として、県が行う情報公開の施策のひとつとされていること。

(イ)　行政文書開示請求があった後に当該請求に係る行政文書を情報提供として開示する場合は、当該請求に対する決定を行わないことから、当該請求に係る処理に疑義が生ずることを防ぐために、原則として、開示請求者に対し当該請求に係る取下書の提出を求めているところである。この場合に開示請求者が当該請求の取下げに了解せず、開示決定を求めた場合は、開示決定を行うこととしている。

本件請求についても上記(ア)の経緯から、申出人に対し、情報提供として開示する旨の提案と併せて取下書の様式を送付し提出を依頼したところであるが、申出人が主張するように取下げを迫ったものではない。

(ウ)　本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するという提案に対し、申出人は平成２４年６月４日付けで本事案の苦情の申出を行ったことから、教育委員会は、申出人が対象文書を情報提供として開示することに了解しないものと判断し、平成２４年６月７日付け教総第３１７号で本件請求に対する開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(エ)　本件決定に係る行政文書開示決定通知書については、申出人が来庁する旨を伝え聞いたため、情報公開・個人情報センター総合窓口（以下「総合窓口」という。）に預けたところ申出人の来庁はなかったとのことであった。その後、総合窓口から当該決定通知書の返却がなかったために、そのまま日数が経過してしまったが、当該通知書が総合窓口に預けられたままであることが判明し、平成２４年７月４日に教育総務課から申出人へ当該決定通知書及び当該決定通知書の送付が遅れたことについての説明及び謝罪を文書にて送付したところである。

イ　千葉県知事

(ア)　申出人が行った本件請求は、教育委員会において開示請求による決定ではなく、情報提供による情報の開示を行うとのことであった。

そこで総合窓口は、教育委員会からその旨の連絡（平成２４年５月２１日付け事務連絡）と併せて、本件請求を取り下げるための書類一

式を申出人宛てに送付してほしいとの依頼を受け、申出人へ送付したものである。

(ｲ) 教育委員会は本件請求に対し、平成２４年６月７日付けで本件決定を行ったが、当該決定に係る行政文書開示決定通知書については、平成２４年６月１２日開催の千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）の直前であったこと、申出人が過去の推進会議について数回傍聴を行っており、今回の推進会議についても傍聴するのではないかと考えられたことなどから、申出人の来庁時に手渡せるよう当該決定通知書及び対象文書を総合窓口で預かることとした。その後も当該決定通知書及び対象文書を保管していたが、申出人の来庁がなかったため、平成２４年７月４日付けで教育総務課から当該決定通知書を送付したところである。

教育委員会と当該決定通知書の送付について対応を早く行うことで、相当の期間を要することは防げたと考える。結果として当該決定通知書を放置することとなってしまったのは大変不適切であった。今後は、迅速な対応を心がけ、再発防止に努めたい。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 教育委員会は、申出人の本件請求に対し、本件請求に係る対象文書を要綱第７の１の規定により情報提供として開示できると判断したとのことであり、その理由を上記(2)ア(ｱ)ａからｄまでとしたことに特段不合理な点はない。

また、情報提供は千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）に基づく開示と比較すると、開示請求者が求める情報について、開示請求者に対しては対象となる情報を簡易かつ速やかに開示することができ、実施機関においては事務負担を軽減することができるものである。

よって、申出人に対し、本件請求に係る対象文書を情報提供として開示する旨を申し出たことは首肯できるが、情報提供として開示をする場合には申出人の了解が必要であることはいうまでもない。

イ しかしながら、教育委員会は本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するにあたり、申出人に対して事前に連絡することなく、情報提供の申出と同時に本件請求を取り下げるための書類一式（以下「取下書等」という。）の送付を総合窓口に依頼したとのことである。

申出人の説明によると、条例第５条により行政文書の開示を請求しているのであるから、教育委員会は本件請求に対し、条例第１２条により

何らかの決定を行うことが当然であるとのことであり、この申出人の主張は認められる。

よって、本件請求について、教育委員会は条例第１２条による応答をすべきであった。

ウ　教育委員会の説明によると、本件請求に係る決定に至る経緯は上記(2)ア(ｳ)のとおりである。教育委員会は申出人が本件請求に係る対象文書の情報提供に了解をしないものと判断し、平成２４年６月７日に決定を行ったとのことであるが、これは本件請求があった日の翌日から起算して３６日目である事実を確認した。

教育委員会は、本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するとした理由として、より迅速な対応ができることを掲げており、情報提供として開示をする提案については上記アのとおり評価できるものである。

しかしながら、本件についてみると、情報提供は開示請求に係る決定より迅速な対応が可能であるとしながら、結果として本件請求から本件決定までに条例第１３条の規定を超える日数を要しており、教育委員会が申出人へ情報提供として開示をする提案をした意味をなしていない。

さらに条例の規定に反していることについて当職は理解できない。

また、教育委員会の情報提供として開示をする提案に対し、申出人から連絡がないことを理由に本件請求を放置することは許されるものではなく、連絡がないのであれば条例に基づいた決定等を行うことが当然であり、教育委員会の事務処理は甚だ不適切である。

エ　実施機関の説明によると、本件決定から本件決定に係る行政文書開示決定通知書の送付についての経緯は上記(2)ア(ｴ)及び(2)イ(ｲ)のとおりである。

当該決定があってから、当該決定通知書が申出人へ送付されるまでに約４週間経過した事実を確認した。

条例第１２条は、開示請求に対する実施機関の応答の義務及び手続を定めたものであり、開示請求に対する決定を行った場合は、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならないとされている。

実施機関は、平成２４年６月１２日の当推進会議に申出人が傍聴のために来庁するのではと考え、当該決定通知書等を手渡しするために総合窓口に備えたと説明するが、申出人の来庁の有無に関わらず、速やかに当該決定通知書を申出人へ送付すべきであり、実施機関の事務処理は不適切と言わざるを得ない。

3　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

開示請求者から開示請求があったときは、実施機関は条例の定めによる事務の執行をすべきである。実施機関においては、条例及び事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。

情公推第３２号－３
平成２４年１０月２４日

千葉県知事　　鈴　木　　栄　治　　様

千葉県情報公開推進会議
会長　　松　村　　雅　生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成２４年７月１７日付け情公推第１３号－２で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成１７年８月１８日制定）第８条第３項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1　苦情の内容

（H２４）苦情事案７：平成２４年６月４日付け

教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が行った開示に係る事務手続き。

千葉県教育委員会委員長（職務代行者）は、私が行った開示請求に対し「分掌表については、本年度分について一度全部開示決定を行っているため、これも開示決定によらず提供させていただきたいと思います。」と連絡したが、この決定は速やかに取り消されるべきである。また、過去にさかのぼってかかる不当行為の存否を調査し、不当行為が明らかになった場合は請求者の権利を回復し併せて再発防止に向け関係職員を処置すべきである。

(1)　千葉県教育委員会委員長は他人に全部開示したという理由で私に開示請求の取下げを迫り、その上で情報提供するという。

(2)　当たり前の話であるが、私は情報公開条例上の権利行使として自ら開示請求を行ったのであり、私の請求権は他人の請求行為やその結果とは無関係無関連である。

(3)　千葉県教育委員会委員長に従えば、仮に他人の請求が部分公開となったならば、私の請求は認められ取下げ指示はなくなることとなる。

(4)　千葉県教育委員会委員長は一人ひとり独立した開示請求「権」を認めないばかりか、これに加えて開示請求の取下げを一方的に迫るなど著しく不当な行為を行った。

2　処理の結果

(1)　本事案は、申出人が行った行政文書開示請求に係る事務手続に対する苦情であると認められる。

(2)　実施機関の説明要旨は次のとおりである。

ア　千葉県教育委員会

(ア)　申出人が行った本事案に係る平成２４年５月２日付け受付１８１番の行政文書開示請求（「教育庁各課分掌表及び座席表。２０１２年度分」）（以下「本件請求」という。）に対し、千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は本件請求に係る行政文書として「教育庁１２課の座席表」及び「教育庁１２課の事務分掌表」（以下「対象文書」という。）を特定したが、下記の理由から、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年制定。以下「要綱」という。）第７の１の規定により、対象文書については情報提供として開示を行うこととし、申出人に対し、平成２４年５月２１日付け文書でその旨を連絡した。

a　対象文書のうち「教育庁１２課の事務分掌表」は、本件請求以前に申出人以外の者が行政文書開示請求を行い、これに対して教育委員会は

全部開示決定を行った経緯があったこと。

b　対象文書のうち「教育庁１２課の座席表」は、各課の執務室入口に掲示されているものであること。

c　本件請求については内容が明確であり、行政文書の特定について疑義の生ずる可能性が少ないものであったこと。

d　対象文書を情報提供として開示する場合は、行政文書開示決定通知書の作成を行わないため、より迅速な対応ができること。また、情報提供は県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られる方法として、県が行う情報公開の施策のひとつとされていること。

(イ)　行政文書開示請求があった後に当該請求に係る行政文書を情報提供として開示する場合は、当該請求に対する決定を行わないことから、当該請求に係る処理に疑義が生ずることを防ぐために、原則として、開示請求者に対し当該請求に係る取下書の提出を求めているところである。この場合に開示請求者が当該請求の取下げに了解せず、開示決定を求めた場合は、開示決定を行うこととしている。

本件請求についても上記(ア)の経緯から、申出人に対し、情報提供として開示する旨の提案と併せて取下書の様式を送付し提出を依頼したところであるが、申出人が主張するように取下げを迫ったものではない。

(ウ)　本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するという提案に対し、申出人は平成２４年６月４日付けで本事案の苦情の申出を行ったことから、教育委員会は、申出人が対象文書を情報提供として開示することに了解しないものと判断し、平成２４年６月７日付け教総第３１７号で本件請求に対する開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(エ)　本件決定に係る行政文書開示決定通知書については、申出人が来庁する旨を伝え聞いたため、情報公開・個人情報センター総合窓口（以下「総合窓口」という。）に預けたところ申出人の来庁はなかったとのことであった。その後、総合窓口から当該決定通知書の返却がなかったために、そのまま日数が経過してしまったが、当該通知書が総合窓口に預けられたままであることが判明し、平成２４年７月４日に教育総務課から申出人へ当該決定通知書及び当該決定通知書の送付が遅れたことについての説明及び謝罪を文書にて送付したところである。

イ　千葉県知事

(ア)　申出人が行った本件請求は、教育委員会において開示請求による決定ではなく、情報提供による情報の開示を行うとのことであった。

そこで総合窓口は、教育委員会からその旨の連絡（平成２４年５月２１日付け事務連絡）と併せて、本件請求を取り下げるための書類一

式を申出人宛てに送付してほしいとの依頼を受け、申出人へ送付したものである。

(イ) 教育委員会は本件請求に対し、平成２４年６月７日付けで本件決定を行ったが、当該決定に係る行政文書開示決定通知書については、平成２４年６月１２日開催の千葉県情報公開推進会議（以下「推進会議」という。）の直前であったこと、申出人が過去の推進会議について数回傍聴を行っており、今回の推進会議についても傍聴するのではないかと考えられたことなどから、申出人の来庁時に手渡せるよう当該決定通知書及び対象文書を総合窓口で預かることとした。その後も当該決定通知書及び対象文書を保管していたが、申出人の来庁がなかったため、平成２４年７月４日付けで教育総務課から当該決定通知書を送付したところである。

教育委員会と当該決定通知書の送付について対応を早く行うことで、相当の期間を要することは防げたと考える。結果として当該決定通知書を放置することとなってしまったのは大変不適切であった。今後は、迅速な対応を心がけ、再発防止に努めたい。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア 教育委員会は、申出人の本件請求に対し、本件請求に係る対象文書を要綱第７の１の規定により情報提供として開示できると判断したとのことであり、その理由を上記(2)ア(ア)ａからｄまでとしたことに特段不合理な点はない。

また、情報提供は千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）に基づく開示と比較すると、開示請求者が求める情報について、開示請求者に対しては対象となる情報を簡易かつ速やかに開示することができ、実施機関においては事務負担を軽減することができるものである。

よって、申出人に対し、本件請求に係る対象文書を情報提供として開示する旨を申し出たことは首肯できるが、情報提供として開示をする場合には申出人の了解が必要であることはいうまでもない。

イ しかしながら、教育委員会は本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するにあたり、申出人に対して事前に連絡することなく、情報提供の申出と同時に本件請求を取り下げるための書類一式（以下「取下書等」という。）の送付を総合窓口に依頼したとのことである。

申出人の説明によると、条例第５条により行政文書の開示を請求しているのであるから、教育委員会は本件請求に対し、条例第１２条により

何らかの決定を行うことが当然であるとのことであり、この申出人の主張は認められる。

よって、本件請求について、教育委員会は条例第１２条による応答をすべきであった。

ウ　教育委員会の説明によると、本件請求に係る決定に至る経緯は上記(2)ア(ｳ)のとおりである。教育委員会は申出人が本件請求に係る対象文書の情報提供に了解をしないものと判断し、平成２４年６月７日に決定を行ったとのことであるが、これは本件請求があった日の翌日から起算して３６日目である事実を確認した。

教育委員会は、本件請求に係る対象文書を情報提供として開示するとした理由として、より迅速な対応ができることを掲げており、情報提供として開示をする提案については上記アのとおり評価できるものである。

しかしながら、本件についてみると、情報提供は開示請求に係る決定より迅速な対応が可能であるとしながら、結果として本件請求から本件決定までに条例第１３条の規定を超える日数を要しており、教育委員会が申出人へ情報提供として開示をする提案をした意味をなしていない。

さらに条例の規定に反していることについて当職は理解できない。

また、教育委員会の情報提供として開示をする提案に対し、申出人から連絡がないことを理由に本件請求を放置することは許されるものではなく、連絡がないのであれば条例に基づいた決定等を行うことが当然であり、教育委員会の事務処理は甚だ不適切である。

エ　実施機関の説明によると、本件決定から本件決定に係る行政文書開示決定通知書の送付についての経緯は上記(2)ア(ｴ)及び(2)イ(ｲ)のとおりである。

当該決定があってから、当該決定通知書が申出人へ送付されるまでに約４週間経過した事実を確認した。

条例第１２条は、開示請求に対する実施機関の応答の義務及び手続を定めたものであり、開示請求に対する決定を行った場合は、開示請求者に対し、速やかに、その旨及び開示の実施に関し実施機関が定める事項を書面により通知しなければならないとされている。

実施機関は、平成２４年６月１２日の当推進会議に申出人が傍聴のために来庁するのではと考え、当該決定通知書等を手渡しするために総合窓口に備えたと説明するが、申出人の来庁の有無に関わらず、速やかに当該決定通知書を申出人へ送付すべきであり、実施機関の事務処理は不適切と言わざるを得ない。

3　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

開示請求者から開示請求があったときは、実施機関は条例の定めによる事務の執行をすべきである。実施機関においては、条例及び事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分に理解し、適正な事務処理を行われたい。

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情　公　推　第　３　３　号
平成２４年１０月２４日

○　○　○　○　　様

千葉県情報公開推進会議
会長　　松村　雅生

平成２４年６月５日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案８：平成２４年６月５日付け 千葉県教育委員会委員長（職務代行者）は私が行った開示請求に対し「文書・情報公開担当がまとめて開示いたします。（ご質問等がある場合には、なるべく、その場で該当する担当者に連絡してセンターでご説明します。）」と通知した。 千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第1条は、「県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにする」と自ら定めている。この場合の「説明」とは、単に質問に対する回答ではなく、自ら進んで「諸活動の状況を説明する」ことである。教育委員長は、この条例の趣旨を曲げ、担当者以外の直接事務に携わらない職員に説明させることによって説明責任を反故にしようとしている。その上で不明な点は必ずではなく「なるべく」担当者に問い合わせするというのである。実質、説明拒否である。さらに「センターでご説明します」と場所と時間を限定することによって回答が不十分であった場合でも、その時点でセンターで行った回答をもって打ち切り開示を終了するというのである。県教育委員会委員長は情報公開制度の根幹を潰そうとしている。全く容認できない事態であり上通知は至急差し止めるべきである。 ２　調査の概要 平成２４年　６月　６日　苦情の申出書の受付 平成２４年　８月２４日　苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）に対する口頭調査実施 平成２４年　９月１４日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理の結果 (1)　本事案は、実施機関が申出人に通知した開示事務に係る文書の内容に対する苦情であると認められる。 (2)　申出人の説明要旨は次のとおりである。 開示した文書について、担当者以外の直接事務に携わらない職員がまとめて開示し、質問がある場合は、できるだけ担当者がその場に来て説明するということは、説明責任を拒否するということであり、明らかに条例違反である。

	(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア　条例第1条及び千葉県情報公開条例解釈運用基準(平成13年制定。以下「解釈運用基準」という。)第1条では、実施機関が行政文書の適正な開示を行うことにより、「説明する責務が全うされるように」しなければならない旨規定しているものであり、「説明する責務」として、開示実施時に文書を作成した担当者が開示請求者に対し、開示文書の詳細な内容まで逐一説明することを条例は予定していない。 　また、「千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」(平成１３年制定。以下「事務取扱要綱」という。) 第4の5(3)の規定は、「開示は担当課(所)の職員が行い、必要に応じて、行政文書の内容について説明する。」としており、開示は、開示文書がどういったものかを説明できる担当課の職員を必要に応じて呼び出せる状態にしておけば足りるものである。 　なお、担当課が複数課にわたる場合の取扱いについて、事務取扱要綱上の規定はない。 イ　平成２４年５月３０日付けで申出人に出された依頼文は、公開主管課である教育庁企画管理部教育総務課が総括的に開示請求者に対応し、開示実施時において必要な場合は、担当課の職員を呼び出すことで対応したい旨を依頼する内容であり、不自然不合理なものとは認められない。 　また、総合窓口である情報公開・個人情報センターを開示実施場所と指定し、日時を調整して指定することは、事務取扱要綱の規定に基づくものであり、これが、「回答が不十分であった場合でも、その時点でセンターで行った回答をもって打ち切り開示を終了する。」という申出人の主張に結び付くものとは認められず、実施機関の事務に不適切な点はない。 4　その他 　本件苦情事案８に関連した苦情が、別途、平成２４年８月２４日付け（苦情事案１３）で申出されていることから、本件で審議した以降の関連事案等については、苦情事案１３で審議する。
調査委員	菅野　泰、中谷　弘美

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情公推第４５号
平成２４年１１月１６日

○○○○　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年７月１０日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案９ Ｈ２３年度法令の写しを拒否 同センター〇〇氏のいやがらせ 窓口担当不適格者に対応させるのがまちがい（異動を求める） ・　過去情報提供でもらっていたのを今になって著作権がどうのこうのと言って拒否された。 ・　県で今まで対応していないのがおかしい 過年度ハンドブック（法令集等）を図書館で保管しないなら写しの提供をすべきである。六法には省令がない ２　調査の概要 平成２４年　７月１０日　苦情の申出書の受付 平成２４年　　　　　　　事実関係等の調査 平成２４年１１月　８日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 下記理由により、本件苦情の申出に応ずることはできない。 本件は、市販の書籍の写しの提供を実施機関に求めるという、いわば筋違いな要求を断られたことに端を発するものであり、条例第２７条の２第３項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。
調査委員	井上委員、渋沢委員

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情公推第４７号
平成２４年１１月１６日

○○○○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村　雅生

平成２４年８月２１日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１１：平成２４年８月２１日付け Ｈ２４、８、１５付財１９６号で（案）に知事印が押されて送付されてきた 条例違反 イヤガラセ ２　調査の概要 平成２４年　８月２１日　苦情の申出書の受付 平成２４年１０月　５日　実施機関（財政課及び政策法務課）への書面による調査 平成２４年１０月１９日　実施機関（財政課及び政策法務課）から調査回答書の受付 平成２４年１１月　８日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理の結果 (1)　本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成１３年千葉県規則第１１号）別記第４号様式で作成された、行政文書不開示決定通知書（平成２４年８月１５日付け財第１９６号。以下「本件通知書」という。）を、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に対し、千葉県情報公開条例第１２条第２項の規定により通知した際に、本件通知書の題名に（案）が記載されていたことに対する苦情であると認められる。 (2)　千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明の要旨は次のとおりである。 ア　苦情の原因となる事実が発生した経緯について (ｱ)　知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年３月７日制定）第２　２により、行政文書開示請求管理システム（以下「システム」という。）を使用して行政文書不開示決定通知書（案）を作成し、千葉県行政文書規程（昭和６１年千葉県訓令第１３号。以下「文書規程」という。）第２４条の規定により起案した。 (ｲ)　行政文書開示請求管理システムマニュアル２．１．９【操作手順】(11)により、不開示決定通知書（案）を確定したが、文書規程第３９条第１項前段の規定により、決裁を終わった起案文書（以下「決裁文書」という。）を浄書するに当たり、同マニュアル２．１．９【操作手順】(11)により、正本を作成するという手順を怠

	り、不開示決定通知書（案）を浄書した文書とした。 (ｳ)　同条第２項の規定により、浄書した文書と決裁文書を適正に照合しなかった。 (ｴ)　文書規程第４０条第１項本文の規定により、照合を終わった文書と決裁文書を公印取扱者が適正に確認しなかった。 (ｵ)　本件通知書を申出人に送付した。 イ　苦情の原因となる事実の対応について (ｱ)　本件通知書を訂正する旨の通知を申出人に送付した。 (ｲ)　本件通知書を送付した総務部財政課に対して、システムを適切に使用するよう指導するとともに、文書規程第３９条第１項の規定による浄書及び同条第２項の規定による照合を適正に行うよう指導した。 (ｳ)　公印取扱者に対して、文書規程第４０条第１項本文の規定による確認をより一層慎重に行うよう指導した。 (ｴ)　システムを改修することで、このような事態の再発を防止することは可能と考えられるが、費用がかかり、厳しい財政状況の中では困難である。 (3)　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア　行政文書開示請求管理システムマニュアル２．１．９【操作手順】(11) による正本を作成するという手順を怠ったこと、文書規程第３９条第１項の規定による浄書、同条第２項の規定による照合及び文書規程第４０条第１項本文の規定による確認が適正に行われなかったことが苦情となったものである。本件通知書を作成及び送付した者において３度、また、当該者以外の公印取扱者において１度、併せて４度確認する機会がありながら、本件通知書が申出人に送付されたことについて、実施機関の事務は不適正である。 イ　また、このような苦情は過去にも申し出られており、実施機関が再発の防止に努め、繰り返し指導しているにもかかわらず、このような事態を招いていることは遺憾である。 ウ　したがって、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。
調査委員	伊藤　さやか、髙橋　秀典

情 公 推 第 ４ ８ 号
平成２４年１１月１６日

千葉県知事　　鈴 木　栄 治　　様

千葉県情報公開推進会議
会長　　松 村　　雅 生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成２４年１０月５日付け情公推第３１号－１及び２で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成１７年８月１８日制定）第８条第３項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1　苦情の内容

（Ｈ２４）苦情事案１１：平成２４年８月２１日付け

Ｈ２４、８、１５付財１９６号で（案）に知事印が押されて送付されてきた

条例違反

イヤガラセ

2　処理の結果

(1)　本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、知事が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成１３年千葉県規則第１１号）別記第４号様式で作成された、行政文書不開示決定通知書（平成２４年８月１５日付け財第１９６号。以下「本件通知書」という。）を、苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に対し、千葉県情報公開条例第１２条第２項の規定により通知した際に、本件通知書の題名に（案）が記載されていたことに対する苦情であると認められる。

(2)　千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明の要旨は次のとおりである。

ア　苦情の原因となる事実が発生した経緯について

(ア)　知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年３月７日制定）第２　２により、行政文書開示請求管理システム（以下「システム」という。）を使用して行政文書不開示決定通知書（案）を作成し、千葉県行政文書規程（昭和６１年千葉県訓令第１３号。以下「文書規程」という。）第２４条の規定により起案した。

(イ)　行政文書開示請求管理システムマニュアル２．１．９【操作手順】（11）により、不開示決定通知書（案）を確定したが、文書規程第３９条第１項前段の規定により、決裁を終わった起案文書（以下「決裁文書」という。）を浄書するに当たり、同マニュアル２．１．９【操作手順】（11）により、正本を作成するという手順を怠り、不開示決定通知書（案）を浄書した文書とした。

(ウ)　同条第２項の規定により、浄書した文書と決裁文書を適正に照合しなかった。

(エ)　文書規程第４０条第１項本文の規定により、照合を終わった文書と決裁文書を公印取扱者が適正に確認しなかった。

(オ)　本件通知書を申出人に送付した。

イ　苦情の原因となる事実の対応について

(ア)　本件通知書を訂正する旨の通知を申出人に送付した。

(イ)　本件通知書を送付した総務部財政課に対して、システムを適切に使用するよう指導するとともに、文書規程第３９条第１項の規定による

浄書及び同条第２項の規定による照合を適正に行うよう指導した。

(ｳ)　公印取扱者に対して、文書規程第４０条第１項本文の規定による確認をより一層慎重に行うよう指導した。

(ｴ)　システムを改修することで、このような事態の再発を防止することは可能と考えられるが、費用がかかり、厳しい財政状況の中では困難である。

(3)　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア　行政文書開示請求管理システムマニュアル２．１．９【操作手順】(11)による正本を作成するという手順を怠ったこと、文書規程第３９条第１項の規定による浄書、同条第２項の規定による照合及び文書規程第４０条第１項本文の規定による確認が適正に行われなかったことが苦情となったものである。本件通知書を作成及び送付した者において３度、また、当該者以外の公印取扱者において１度、併せて４度確認する機会がありながら、本件通知書が申出人に送付されたことについて、実施機関の事務は不適正である。

イ　また、このような苦情は過去にも申し出られており、実施機関が再発の防止に努め、繰り返し指導しているにもかかわらず、このような事態を招いていることは遺憾である。

3　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

文書規程等により、このような事態が起こらないように、制度としては整備されているものの、運用としては不適正な事務の処理となっており、同様の苦情が２度起きている。この点を踏まえて、このような事態が再発しないように、より慎重な事務の処理に努められたい。

また、システムの改修により再発の防止が可能との実施機関の説明があり、実施機関において調査する必要があるのではないかと考えられる。

第４号様式（第９条第１項）

処理結果通知書

情公推第５５号
平成　　年　月　　日

○○○○　　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年８月２１日及び9月２１日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１２：平成２４年８月２１日付け Ｈ２４、７、１０付管財５８７号で行政文書の件名を内容で記載 条例違反 イヤガラセ （Ｈ２４）苦情事案１５：平成２４年９月２１日付け Ｈ２４、７、１０付管財５８７号で行政文書は開示請求しなくても見れるもの（規則）であった 情報提供するものまで開示対象の行政文書としている 県のＨ、Ｐ、から例規集の規則であると言えばわざわざ開示請求しないのに、情報提供せず開示請求させ対象文書をきちんと特定せず、規則を閲覧させた ２　調査の概要 平成２４年　８月２１日　苦情の申出書の受付（苦情事案１２） 平成２４年　９月２１日　苦情の申出書の受付（苦情事案１５） 平成２４年１１月２８日　千葉県知事（以下「実施機関」という。）への書面による調査（苦情事案１５） 平成２４年１１月３０日　実施機関から調査回答書受付 平成２５年　２月　７日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 苦情事案１２ （１）本事案は、平成２４年７月１０日付け管財５８７号で行った行政文書開示決定（以下「本件決定」という。）に係る通知書の「行政文書の件名」欄に記載されている行政文書の表示方法に対する苦情であると認められる。 （２）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会（以下「部会」という。）は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア　行政文書開示決定通知書の「行政文書の件名」欄に行政文書を表示する方法について、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年３月７日制定。以下「要綱」という。）第３－３（９）ア（ア）では、

「特定された行政文書の件名を正確に記載する。なお、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載されたものをそのまま記載するものではないことに留意する。」とされている。

イ　本件決定に係る通知書の「行政文書の件名」欄には、開示請求書の「開示請求する行政文書の件名又は内容」欄に記載されたものがそのまま記載されており、特定した行政文書の範囲が明確に表示されているとは言えず、実施機関の事務が適正であったとは言えない。

ウ　しかしながら、実施機関は平成２４年９月１１日付け管財第８７３号により、当該決定通知書の「行政文書の件名」欄を特定した行政文書名に訂正するための通知を送付していることが認められた。

エ　上記のとおり、実施機関は苦情申出後の事務処理について適切に対応しているところであるが、今後、同種の苦情申出がなされないよう適正な事務の遂行に努めるよう求めるものである。

苦情事案１５

（１）本事案は、苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）が行った開示請求に係る実施機関の対応に係る苦情であると認められる。

（２）実施機関の説明は以下のとおりである。

ア　実施機関（管財課）は、情報公開・個人情報センター（以下「総合窓口」という。）から「県庁本庁舎５階県政記者室の行政財産管理者が誰なのかが分かる書類」との開示請求が出された旨の連絡を受けた。

イ　申出人が以前から県政記者室に関連した開示請求を行っていたため、当該請求の対象となる行政文書を保有している可能性があると考え、当該請求に対応する旨を総合窓口に回答した。

ウ　対象となる行政文書について検討した結果、当該請求の対象として「千葉県庁舎管理規則」（以下「管理規則」という。）を特定した。

エ　当該管理規則は、情報提供できるものであるが、開示請求書の連絡先電話番号に記載がなかったこと、文書でその旨確認することで処理期日が経過すること、既に開示請求書を受理していること、及び開示方法で閲覧を希望していることを考慮した結果、申出人に負担のない開示決定を行った。

（３）部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア　要綱第７－１では、「県作成の刊行物、調査報告書等で公表を目的として作成されたもの、既に公表されているもの、過去に開示請求に応じて全部開示をした行政文書などで対応が可能なものについて県民等から情報の提供を求められた場合、担当課（所）は、行政資料の提供等、求めに応ずるよう努める。」とされている。

イ　実施機関の説明によれば、開示請求を受け付けた時点では、対象となる行政文書について特定できなかったが、結果的に特定した管理規則は情報提供できるものであったとのことであり、申出人の「規則であると言えばわざわざ開示請求しない」との主張は認められない。

ウ　なお、本事案については開示請求の対象が管理規則であり、条例の規定どおりに事務処理がなされた場合、実施機関は、まず却下決定を行い、情報提供できる旨の説明をした後に、当該管理規則を閲覧させることが適当であると思料される。

本事案では、実施機関が上記（２）エのとおり対応した結果として、申出人が本来の事務処理より早く閲覧できたことにかんがみれば、実施機関の事務処理が不適切であったとまでは言えない。

	エ　「対象文書をきちんと特定せず」との主張は、苦情事案１２で申出人が主張している「行政文書の件名を内容で記載」と重複しており、部会の判断は苦情事案１２（２）イのとおりである。
調査委員	伊藤さやか、桑波田和子

第４号様式（第９条第１項）

処 理 結 果 通 知 書

情公推第３４号－１
平成２４年１０月２４日

○ ○ ○ ○ 様

千葉県情報公開推進会議
会長　　松村　雅生

平成２４年8月２４日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１３：平成２４年８月２４日付け 千葉県教育委員会は、開示請求から３０日以内に開示決定を行っていない。千葉県教育委員会が開示請求者に送付した「開示実施日時について（依頼）」と標題する書面は、教育庁各課のスケジュール表を送りつけ、開示請求者に希望の開示実施日時を選ぶよう依頼している。千葉県教育委員会は開示事務を本務と捉えず時間の余裕のあるときに対応しようとしており、これは、延長手続きを要しない開示延長であり、請求者の権利を著しく侵害している。 ２　調査の概要 平成２４年　８月２４日　苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）に対する口頭調査（苦情事案７、８）実施時に新たに苦情の申出が苦情事案１３として出される 平成２４年　９月１４日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理の結果 (1) 本事案は、担当課が複数課にわたる申出人からの開示請求に対し、各課の担当者がまとめて説明ができる日時を調整しようとした開示実施日時の調整方法等に起因する苦情であると認められる。 (2) 申出人の説明要旨は次のとおりである。 実施機関は、各課のスケジュール表を添付して、開示請求者に希望の開示実施日時を選ばせるという文書を送付してきたが、このような規定はどこにもない。また、このスケジュール表は、実質的な開示決定の延長である。延長を開示請求者にさせるものである。 (3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア　千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条第1項では、実施機関は、開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない旨規定し、条例第12条において、開示請求者に対し、速やかに、開示決定等をした旨を書面により通知しなければならない旨規定する。 また、条例第13条第2項では、実施機関は、開示決定等を延長する場合は、開示

	請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない旨規定する。 一方、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成１３年教育委員会規則第３号）別記第２号様式の行政文書開示決定通知書には、開示を実施する日時の記載欄があり、開示を実施する日時の指定にあたっては、「千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」（平成１３年制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3の3(9)ア(イ)a 後段の規定により、日時の指定に先立って、開示請求者の都合を確認し、調整することを妨げるものではないことが規定されている。 よって、実施機関は、速やかに開示請求者と開示を実施する日時の調整を行えればより好ましいことではあるが、その調整が出来ない場合は、事務取扱要綱第3の3(9)ア(イ)a前段の規定により、決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以後の通常の執務時間内の日時を指定し、開示決定後、速やかに、開示決定通知を出すことが求められる。 イ　申出人の開示請求（受付５５５番、５５６番）に対して実施機関が通知した平成２４年８月３０日付け開示決定通知書によると、請求書収受日 平成２４年７月９日、決定日 平成２４年８月８日とある。 実施機関は、申出人の要望を受け、各開示文書の担当者による説明ができる開示実施日時を調整しようとした結果とはいえ、速やかに、開示決定通知を出したとは言えず、実施機関の事務は不適正であった。 したがって、実施機関に対し別添のとおり是正等に関する意見を通知した。
調査委員	菅野　泰、中谷　弘美

情公推第３４号－２
平成２４年１０月２４日

千葉県教育委員会
委員長　山　田　純　子　様

千葉県情報公開推進会議
会　長　松　村　雅　生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成１７年８月１８日制定）第８条第３項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1　苦情の内容

（H２４）苦情事案１３：平成２４年８月２４日付け

千葉県教育委員会は、開示請求から３０日以内に開示決定を行っていない。千葉県教育委員会が開示請求者に送付した「開示実施日時について（依頼）」と標題する書面は、教育庁各課のスケジュール表を送りつけ、開示請求者に希望の開示実施日時を選ぶよう依頼している。千葉県教育委員会は開示事務を本務と捉えず時間の余裕のあるときに対応しようとしており、これは、延長手続きを要しない開示延長であり、請求者の権利を著しく侵害している。

2　処理の結果

(1) 本事案は、担当課が複数課にわたる申出人からの開示請求に対し、各課の担当者がまとめて説明ができる日時を調整しようとした開示実施日時の調整方法等に起因する苦情であると認められる。

(2) 申出人の説明要旨は次のとおりである。

実施機関は、各課のスケジュール表を添付して、開示請求者に希望の開示実施日時を選ばせるという文書を送付してきたが、このような規定はどこにもない。また、このスケジュール表は、実質的な開示決定の延長である。延長を開示請求者にさせるものである。

(3) 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア　千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。以下「条例」という。）第13条第1項では、実施機関は、開示請求があった日から30日以内に開示決定等をしなければならない旨規定し、条例第12条において、開示請求者に対し、速やかに、開示決定等をした旨を書面により通知しなければならない旨規定する。

また、条例第13条第2項では、実施機関は、開示決定等を延長する場合は、開示請求者に対し、速やかに、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない旨規定する。

一方、千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する規則（平成１３年教育委員会規則第３号）別記第２号様式の行政文書開示決定通知書には、開示を実施する日時の記載欄があり、開示を実施する日時の指定にあたっては、「千葉県教育委員会が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱」（平成１３年制定。以下「事務取扱要綱」という。）第3の3(9)ア(イ)a 後段の規定により、日時の指定に先立って、開示請求者の都合を確認し、調整することを妨げるものではないことが規定されている。

よって、実施機関は、速やかに開示請求者と開示を実施する日時の調整を行えばより好ましいことではあるが、その調整が出来ない場合は、事務取扱要綱第3の3(9)ア(イ)a前段の規定により、決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以後の通常の執務時間内の日時を指定し、開示決定後、速やかに、開示決定通知を出すことが求められる。

イ　申出人の開示請求（受付５５５番、５５６番）に対して実施機関が通知した平成２４年８月３０日付け開示決定通知書によると、請求書収受日 平成２４年７月９日、決定日 平成２４年８月８日とある。

実施機関は、申出人の要望を受け、各開示文書の担当者による説明ができる開示実施日時を調整しようとした結果とはいえ、速やかに、開示決定通知を出したとは言えず、実施機関の事務は不適正であった。

3　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

実施機関においては、条例第１２条及び第１３条の趣旨並びに事務取扱要綱に定める事務の取扱いを十分に理解し、以下のとおり適正な事務処理を行われたい。

実施機関は、開示を実施する日時が開示請求者と調整がつかない場合、開示を実施する日時は、決定通知書が開示請求者に到達するまでの日数を考慮し、到達予定日から数日以後の通常の執務時間内の日時を指定し、開示決定後、速やかに、開示決定通知を出すべきである。

なお、指定された開示の日時に開示請求者が来庁できないときは、実施機関は、開示請求者の都合と担当課の職員が対応可能な日時を改めて調整し、開示を実施する必要がある。

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情公推第５６号
平成２５年２月１９日

○○○○　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松　村　雅　生

平成２４年９月１４日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１４：平成２４年９月１４日付け 教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が当方に送付した「開示請求に係る補正の求めについて」（以下「補正の求め」という。）について ①　実施機関は、「補正の求め」とする書面を送付し、補正を求めた。 ②　補正は、請求内容が不明な場合等に限定的に行うべきであるが、本件開示請求（以下「本件請求」という。）の内容は明確であり、補正の必要はない。 ③　本件請求は、「・・・全て」となっているので、実施機関は特定した行政文書が大量であるため、特定した文書のうち本件請求者が必要とする文書に限定しようとしているもののようである。 このような不当な「補正の求め」を撤回させ、適正な開示事務を行うよう厳しく指導することを求める。 ２　調査の概要 平成２４年９月１４日　苦情の申出書の受付（苦情事案１４） 平成２４年　事実関係等の調査 平成２５年２月７日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 （１）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 ア　実施機関が発した「補正の求め」は、実質的には、請求者の意図を確認するものであったが、「千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）第７条第２項の規定に基づき、補正を求める」と記載されている。条例第７条第２項により補正を求めるときは、その要件を具備しているかを十分に検討して行うべきである。本件補正の求めについて

は、不適正であるから、別添のとおり、実施機関に是正等に関する意見を通知した。

イ 実施機関は、本件請求について、すでに開示決定・部分開示決定をしているので、補正の求めについては、効力を失っていると判断でき、現時点で、撤回の必要性はない。

4 処理結果の理由

(1) 本事案は、情報公開に係る苦情の申出書によれば、教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が、苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）に送付した「補正の求め」に関するものであり、実施機関は、本件開示請求について、平成２４年９月２４日付けで開示決定及び部分開示決定をしている。

経緯は次のとおりである。

平成２４年８月２４日　本件請求
平成２４年９月７日　「補正の求め」
平成２４年９月１１日　「開示請求に係る補正の求めについて」に対する連絡
平成２４年９月１４日　苦情の申出
平成２４年９月２４日　開示・部分開示決定

(2) 実施機関の送付した「補正の求め」の概要について

「補正の求め」は、対象となるであろう文書の一覧を別紙として添付し、これらを参考として、開示請求する行政文書の件名又は内容を回答（補正）するよう依頼したものである。

ア 条例第７条第２項の規定に基づき、補正を求めるので、平成２４年９月２１日までに書面で回答（補正）をしてほしい。

イ 補正を求める事項

開示請求する行政文書の件名又は内容

ウ 補正を求める理由

「・・・書面の経過が分かるすべての情報。」又は「・・・書面に関するすべての情報。」との記載では、行政文書の特定が困難である。

(3) 申出人の開示請求

申出人のした開示請求は受付番号７４３番から７５０番までの８件であり、開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載は、「千葉県教育委員会委員長の職務代理者が当方に作成・発出した書面(裏面)の経過が分かる全ての情報。開示すべき情報が大量になる場合には、あらかじめ連絡されたい。本件請求の趣旨に沿う必要な情報を選択する。」である。

(4) 「補正の求め」に対する申出人の「『開示請求に係る補正の求めについて』に対する連絡」の概要について

ア 錯誤を排し冷静沈着に事務を遂行すべきである。

イ 実施機関のした補正は、「求め」ではなく、「命令」である。

ウ 補正の目的は、要件を具備しない不適法な請求であっても、補正することにより適法な請求となるのであれば、適式な請求として扱い救済することである。

	上記趣旨からすると、本件請求は、要件をすべて充たしており、補正を求められる理由はない。 エ　請求に当たっては、「知りたいと思う具体的内容」を記載すればよく、「行政文書の件名」は請求を受けた実施機関が特定する事務であって請求者に関係はない。 オ　実施機関は、請求内容について、補正を求めているが、開示請求権を侵害する行為である。請求内容が不確かなときは、請求者に確認すべきであって、補正を求めるべきではない。 （5）　行政文書の特定について ア　補正の必要性について 実施機関による文書目録等の情報提供が必ずしも十分でない現状では、条例第７条第１項第４号の「特定に足りる事項」の記載は、「・・・すべて」であっても請求を受ける実施機関の合理的努力で特定しうる程度のもので足りるものである。 本件請求は、「実施機関が申出人に対して発出した書面の経過が分かる全ての情報」であり、このような請求が条例第７条第１項第４号の必要的記載事項である「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」といえるかの点については、本件開示請求書の裏面に対象となる行政文書を特定する助けとなる文書を添付してあることにより、実施機関は対象文書を特定できている。さらに、実施機関は、補正を求めていながら、その補正を待つことなく、開示・部分開示の決定をしている。このことは、対象文書を特定することが可能であったのだから、補正を求める必要はなかったことを示す。 イ　補正と請求内容の確認について 本件開示請求書には、「開示すべき情報が大量になる場合には、あらかじめ連絡されたい。」と記載している。 一般的に、実施機関は、対象文書を特定するにあたり、請求内容を確認するため申出人に対して電話により連絡するのを通例としている。 しかし、本件の申出人とは電話による確認が困難であるため、実施機関は文書による連絡をしたものと認められる。 条例第７条第２項の規定に基づき、補正を求めたことは、正しい対応ではなかったが、申出人の意思を確認する必要もあったと考えられる。 以上から、行政文書の特定については、請求者の協力も必要となるものであり、開示請求の内容に関して実務上行われている意思の確認は是認されるべきものである。 ウ　なお、実施機関のした「補正の求め」について、その後に補正を待たず、請求に対して、開示・部分開示決定をしているので、「補正の求め」は現在では、効力を失っているといえる。
調査委員	菅野 泰、桑波田 和子

情公推第５７号
平成２５年２月１９日

千葉県教育委員会　委員長　金本 正武　様

千葉県情報公開推進会議
会長　　松　村　雅　生

千葉県教育委員会の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成１７年８月１８日制定）第８条第３項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

別紙

苦情処理結果

1　苦情の内容

（Ｈ２４）苦情事案１４：平成２４年９月１４日付け

教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が当方に送付した「開示請求に係る補正の求めについて」（以下「補正の求め」という。）について

①　実施機関は、「補正の求め」とする書面を送付し、補正を求めた。

②　補正は、請求内容が不明な場合等に限定的に行うべきであるが、本件開示請求（以下「本件請求」という。）の内容は明確であり、補正の必要はない。

③　本件請求は、「・・・全て」となっているので、実施機関は特定した行政文書が大量であるため、特定した文書のうち本件請求者が必要とする文書に限定しようとしているもののようである。

このような不当な「補正の求め」を撤回させ、適正な開示事務を行うよう厳しく指導することを求める。

2　処理結果

（１）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア　実施機関が発した「補正の求め」は、実質的には、請求者の意図を確認するものであったが、「千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）第７条第２項の規定に基づき、補正を求める」と記載されている。条例第７条第２項により補正を求めるときは、その要件を具備しているかを十分に検討して行うべきである。

イ　実施機関は、本件請求について、すでに開示決定・部分開示決定をしているので、補正の求めについては、効力を失っていると判断でき、現時点で、撤回の必要性はない。

3　処理結果の理由

（１）　本事案は、情報公開に係る苦情の申出書によれば、教育庁企画管理部教育総務課文書・情報室が、苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）に送付した「補正の求め」に関するものであり、実施機関は、本件開示請求について、平成２４年９月２４日付けで開示決定及び部分開示決定をしている。

経緯は次のとおりである。

平成２４年８月２４日　本件請求
平成２４年９月７日　「補正の求め」
平成２４年９月１１日　「開示請求に係る補正の求めについて」に対する連絡
平成２４年９月１４日　苦情の申出
平成２４年９月２４日　開示・部分開示決定

（２）　実施機関の送付した「補正の求め」の概要について

「補正の求め」は、対象となるであろう文書の一覧を別紙として添付し、これらを参考として、開示請求する行政文書の件名又は内容を回答（補正）するよう依頼したものである。

ア　条例第７条第２項の規定に基づき、補正を求めるので、平成２４年９月２１日までに書面で回答（補正）をしてほしい。

イ　補正を求める事項

開示請求する行政文書の件名又は内容

ウ　補正を求める理由

「・・・書面の経過が分かるすべての情報。」又は「・・・書面に関するすべての情報。」との記載では、行政文書の特定が困難である。

（3）　申出人の開示請求

申出人のした開示請求は受付番号743番から750番までの8件であり、開示請求する行政文書の件名又は内容の欄の記載は、「千葉県教育委員会委員長の職務代理者が当方に作成・発出した書面(裏面)の経過が分かる全ての情報。開示すべき情報が大量になる場合には、あらかじめ連絡されたい。本件請求の趣旨に沿う必要な情報を選択する。」である。

（4）　「補正の求め」に対する申出人の「『開示請求に係る補正の求めについて』に対する連絡」の概要について

ア　錯誤を排し冷静沈着に事務を遂行すべきである。

イ　実施機関のした補正は、「求め」ではなく、「命令」である。

ウ　補正の目的は、要件を具備しない不適法な請求であっても、補正することにより適法な請求となるのであれば、適式な請求として扱い救済することである。

上記趣旨からすると、本件請求は、要件をすべて充たしており、補正を求められる理由はない。

エ　請求に当たっては、「知りたいと思う具体的内容」を記載すればよく、「行政文書の件名」は請求を受けた実施機関が特定する事務であって請求者に関係はない。

オ　実施機関は、請求内容について、補正を求めているが、開示請求権を侵害する行為である。請求内容が不確かなときは、請求者に確認すべきであって、補正を求めるべきではない。

（5）　行政文書の特定について

ア　補正の必要性について

実施機関による文書目録等の情報提供が必ずしも十分でない現状では、条例第7条第1項第4号の「特定に足りる事項」の記載は、「・・・すべて」であっても請求を受ける実施機関の合理的努力で特定しうる程度のもので足りるものである。

本件請求は、「実施機関が申出人に対して発出した書面の経過が分かる全ての情報」であり、このような請求が条例第7条第1項第4号の必要的記載事項である「行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」といえるかの点については、本件開示請求書の裏面に対象となる行政文書を特定する助けとなる文書を添付してあることにより、実施機関は対象文書を特定できている。さらに、実施機関は、補正を求めていながら、その補正を待つことなく、開示・部分開示の決定をしている。このことは、対象文書を特定することが可能であったのだから、補正を求める必要はなかったことを示す。

イ　補正と請求内容の確認について

本件開示請求書には、「開示すべき情報が大量になる場合には、あらかじめ連絡されたい。」と記載している。

一般的に、実施機関は、対象文書を特定するにあたり、請求内容を確認するため申出人に対して電話により連絡するのを通例としている。

しかし、本件の申出人とは電話による確認が困難であるため、実施機関は文書による連絡をしたものと認められる。

条例第7条第2項の規定に基づき、補正を求めたことは、正しい対応ではなかったが、申出人の意思を確認する必要もあったと考えられる。

以上から、行政文書の特定については、請求者の協力も必要となるものであり、

開示請求の内容に関して実務上行われている意思の確認は是認されるべきものである。

ウ　なお、実施機関のした「補正の求め」について、その後に補正を待たず、請求に対して、開示・部分開示決定をしているので、「補正の求め」は現在では、効力を失っているといえる。

4　情報公開推進会議（苦情処理調査部会）の意見

実施機関においては、条例第7条第2項の規定により、開示請求書の補正を求めようとするときは、その要件を十分に検討して、適切な補正を求めるように努めるべきである。

第４号様式（第９条第１項）

処　理　結　果　通　知　書

情公推第４９号
平成２４年１１月１６日

〇〇〇〇　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村　雅生

平成２４年９月２１日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１６：平成２４年９月２１日付け 異議申立てを認めながら取消書と開示決定書を送ってこないいやがらせ （Ｈ２４、８、３０付保指１１１１号１１１１号の２） ・マニュアルに不備な点がある ・開示する行政文書を捜しているとして放置 ・Ｈ１９年に答申がでているのに５年も放置（決定をしない） ２　調査の概要 平成２４年　９月２１日　苦情の申出書の受付 平成２４年１０月　５日　実施機関（政策法務課及び保険指導課）への書面による調査 平成２４年１０月１９日　実施機関（政策法務課）から調査回答書の受付 平成２４年１０月２４日　実施機関（保険指導課）から調査回答書の受付 平成２４年１１月　８日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理の結果 (1)　本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 ア　知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年３月７日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第５　７(4)により、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４７条第３項本文の規定による異議申立てに理由があるとして、行政文書の全部又は一部を開示する場合において、開示を実施する旨の書面が苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に送付されていないこと。 イ　上記アについて、規定の不備があること。 ウ　上記アに係る千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）第２０条第２項に規定する答申から行政不服審査法第４７条の規定による決定まで５年余り経過していること。 (2)　千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明の要旨は次のとおりである。 ア　上記(1)アについて 開示の実施に係る行政文書の特定を行っており、早急に開示を実施する旨の書面を送付する予定である。

イ　上記(1)イについて

事務取扱要綱第５　７(4)により、開示を実施する旨の書面を申出人に送付するとしており、規定の不備はないと考える。

なお、情報公開事務に係る苦情の申出書を提出した際に、申出人に繰り返し事務取扱要綱等を示して、規定の不備はない旨の説明を行っている。

ウ　上記(1)ウについて

答申済み案件が多数あり、順次処理していたことから、時間を要した。

(3)　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア　上記(1)アについて

(ｱ)　事務取扱要綱第５　７(4)により、行政不服審査法第４８条において準用する同法第４２条第２項に規定する決定書の謄本と併せて開示を実施する旨の書面を申出人に送付することとされている。

(ｲ)　調査委員が上記(1)アに係る当該謄本の写しを見分したところ、実施機関は、次に掲げる文書が開示の実施に係る行政文書であるとしている。

a　鋸南町が平成１１年１２月８日付けで申請した「指定居宅サービス事業者指定申請書」

b　社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」（以下「本件法人」という。）が、国庫補助を受けた鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門において指定管理者になること、本件法人が料金制有の指定管理者になること、本件法人が通所介護事業を行うこと（以下「本件法人が行うこと」という。）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定にそれぞれ照らして、問題ないことがわかる文書

c　本件法人が行うことについて、国が行った地方自治法に基づく助言に関する書類

d　本件法人が鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門に関して提出した、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づくデイサービス施設の設置に関する届出書類

(ｳ)　調査委員が事務局をして実施機関に確認させたところ、上記(ｲ)a、b及びdに掲げる文書に該当する行政文書は、平成２４年度に保有している同種の行政文書の保存期間が長期であることから、保有している可能性があると考えられ、上記(ｲ)cに掲げる文書は、国が助言を行っていないので、保有していない可能性があると考えられるとの説明があった。

(ｴ)　次に掲げる理由から、実施機関の事務は不適正である。

a　上記(ｱ)から行政不服審査法第４８条において準用する同法第４２条第２項に規定する決定書の謄本と開示を実施する旨の書面は、併せて送付することと事務取扱要綱で定められ、実施機関の事務はこれと異なること。

b　上記(ｳ)のとおり開示を実施する行政文書を実施機関が保有していない可能性もあるが、仮に保有しているとすると、開示を実施する行政文書は、多くの種類がある又は大量である場合、特定に時間を要することが考えられるが、上記(ｲ)bに掲げる文書は、次に掲げる行政文書、上記(ｲ)a及びdに掲げる文書は、申請書、届出書等と考えられ、多くの種類があるとは考えられない。また、調査委員が事務局をして実施機関に確認させたところ、これらの行政文書を平成２４年度に保有している同種の行政文書と比較した場合、大量であると考えられないことから、開示を実施する旨の書面を送付しない理由とは考えられないこと。

(a)　鋸南町が本件法人を地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に指定した行政文書

(b)　同条第８項に規定する利用料金を当該指定管理者の収入と

	して収受させるとした行政文書 (c) 本件法人が提出した通所介護事業に係る申請書 c 条例第２０条第２項に規定する答申から行政不服審査法第４７条の規定による決定まで５年余り、事務取扱要綱第５ ７(1)ア後段による意見から当該決定まで２年余りが経過しており、この間に開示の実施に係る行政文書の特定が可能と考えられることから、開示を実施する旨の書面を送付しない理由とは考えられないこと。 d 実施機関から開示を実施する旨の書面を送付しない特段の理由があるとの説明がなかったこと。 (ｵ) 上記(2)アのとおり、実施機関は開示を実施する旨の書面を送付していない。上記(ｱ)から(ｴ)までのとおり、当該書面を送付しない理由はないことを踏まえると、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に開示を実施する旨の書面を送付するなどして、苦情を解決していく措置をとることが求められている。この点において、当該措置はとられておらず、実施機関の事務は不適正である。 イ 上記(1)イについて 事務取扱要綱の規定に不備はなく、繰り返し申出人に説明を行っており、実施機関の事務は適正であった。 ウ 上記(1)ウについて (ｱ) 行政不服審査法第４７条の規定による決定である平成２４年８月３０日付け保指第１１１１号及び第１１１１号の２については、次に掲げる事項がそれぞれ認められる。 a 保指第１１１１号 条例第２０条第２項の規定により、同条第１項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに、行政不服審査法による不服申立てに対する決定を行わなければならないとされ、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成１３年３月１２日制定）第２０条【解釈及び運用】２後段及び事務取扱要綱第５ ７(2)により、当該答申を受け付けた日から行政不服審査法第４７条の規定による決定までの標準的な処理期間は、長くても６０日とされ、また、当該答申から当該決定まで５年余りが経過していること。 b 保指第１１１１号の２ 事務取扱要綱第５ ７(1)ア後段により、速やかに異議申立てに対する決定を行うとされ、また、事務取扱要綱第５ ７(1)ア後段による意見から当該決定まで２年余りが経過していること。 (ｲ) ５年余り又は２年余りが経過していることについて、実施機関は答申済み案件が多数あり、順次処理していたと説明するが、処理に５年余り又は２年余りを要する具体的な説明はなく、ほかに特段の理由があるとの説明もなかったことから、実施機関の事務は不適正であった。 エ したがって、上記ア及びウについて、実施機関に対し、別添のとおり是正等に関する意見を通知した。
調査委員	井上 隆行、髙橋 秀典

情 公 推 第 ５ ０ 号
平成２４年１１月１６日

千葉県知事　　鈴 木　　栄 治　　様

千葉県情報公開推進会議
会長　　松 村　　雅 生

千葉県知事の情報公開に係る事務について（通知）

このことについて、平成２４年１０月５日付け情公推第３１号－１及び２で通知し、同日付けに実施した苦情調査において、改善の必要が認められましたので、千葉県情報公開推進会議の議事及び運営に関する要領（平成１７年８月１８日制定）第８条第３項の規定により、別紙のとおり是正等に関する意見を通知します。

1　苦情の内容

（Ｈ２４）苦情事案１６：平成２４年９月２１日付け
異議申立てを認めながら取消書と開示決定書を送ってこない
いやがらせ
（Ｈ２４、８、３０付保指１１１１号１１１１号の２）
・マニュアルに不備な点がある
・開示する行政文書を捜しているとして放置
・Ｈ１９年に答申がでているのに５年も放置（決定をしない）

2　処理の結果

(1)　本事案は、情報公開事務に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。

ア　知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年３月７日制定。以下「事務取扱要綱」という。）第５　７(4)により、行政不服審査法（昭和３７年法律第１６０号）第４７条第３項本文の規定による異議申立てに理由があるとして、行政文書の全部又は一部を開示する場合において、開示を実施する旨の書面が苦情を申し出た者（以下「申出人」という。）に送付されていないこと。

イ　上記アについて、規定の不備があること。

ウ　上記アに係る千葉県情報公開条例（平成１２年千葉県条例第６５号。以下「条例」という。）第２０条第２項に規定する答申から行政不服審査法第４７条の規定による決定まで５年余り経過していること。

(2)　千葉県知事（以下「実施機関」という。）の説明の要旨は次のとおりである。

ア　上記(1)アについて

開示の実施に係る行政文書の特定を行っており、早急に開示を実施する旨の書面を送付する予定である。

イ　上記(1)イについて

事務取扱要綱第５　７(4)により、開示を実施する旨の書面を申出人に送付するとしており、規定の不備はないと考える。

なお、情報公開事務に係る苦情の申出書を提出した際に、申出人に繰り返し同要綱等を示して、規定の不備はない旨の説明を行っている。

ウ　上記(1)ウについて

答申済み案件が多数あり、順次処理していたことから、時間を要した。

(3)　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。

ア　上記(1)アについて

(ｱ)　事務取扱要綱第５　７(4)により、行政不服審査法第４８条におい

て準用する同法第４２条第２項に規定する決定書の謄本と併せて開示を実施する旨の書面を申出人に送付することとされている。

(イ)　調査委員が上記(1)アに係る当該謄本の写しを見分したところ、実施機関は、次に掲げる文書が開示の実施に係る行政文書であるとしている。

a　鋸南町が平成１１年１２月８日付けで申請した「指定居宅サービス事業者指定申請書」

b　社会福祉法人「鋸南町社会福祉協議会」（以下「本件法人」という。）が、国庫補助を受けた鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門において指定管理者になること、本件法人が料金制有の指定管理者になること、本件法人が通所介護事業を行うこと（以下「本件法人が行うこと」という。）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）及び介護保険法（平成９年法律第１２３号）の規定にそれぞれ照らして、問題ないことがわかる文書

c　本件法人が行うことについて、国が行った地方自治法に基づく助言に関する書類

d　本件法人が鋸南町の保健福祉総合施設の通所介護部門に関して提出した、老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）に基づくデイサービス施設の設置に関する届出書類

(ウ)　調査委員が事務局をして実施機関に確認させたところ、上記(イ)a、b及びdに掲げる文書に該当する行政文書は、平成２４年度に保有している同種の行政文書の保存期間が長期であることから、保有している可能性があると考えられ、上記(イ)cに掲げる文書は、国が助言を行っていないので、保有していない可能性があると考えられるとの説明があった。

(エ)　次に掲げる理由から、実施機関の事務は不適正である。

a　上記(ア)から行政不服審査法第４８条において準用する同法第４２条第２項に規定する決定書の謄本と開示を実施する旨の書面は、併せて送付することと事務取扱要綱で定められ、実施機関の事務はこれと異なること。

b　上記(ウ)のとおり開示を実施する行政文書を実施機関が保有していない可能性もあるが、仮に保有しているとすると、開示を実施する行政文書は、多くの種類がある又は大量である場合、特定に時間を要することが考えられるが、上記(イ)bに掲げる文書は、次に掲げる行政文書、上記(イ)a及びdに掲げる文書は、申請書、届出書等と考えられ、多くの種類があるとは考えられない。また、調査委員が事務局をして実施機関に確認させたところ、これらの行政文書を平成２４年度に保

有している同種の行政文書と比較した場合、大量であると考えられないことから、開示を実施する旨の書面を送付しない理由とは考えられないこと。

(a) 鋸南町が本件法人を地方自治法第２４４条の２第３項に規定する指定管理者に指定した行政文書

(b) 同条第８項に規定する利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるとした行政文書

(c) 本件法人が提出した通所介護事業に係る申請書

c 条例第２０条第２項に規定する答申から行政不服審査法第４７条の規定による決定まで５年余り、事務取扱要綱第５ ７(1)ア後段による意見から当該決定まで２年余りが経過しており、この間に開示の実施に係る行政文書の特定が可能と考えられることから、開示を実施する旨の書面を送付しない理由とは考えられないこと。

d 実施機関から開示を実施する旨の書面を送付しない特段の理由があるとの説明がなかったこと。

(ｵ) 上記(2)アのとおり、実施機関は開示を実施する旨の書面を送付していない。上記(ｱ)から(ｴ)までのとおり、当該書面を送付しない理由はないことを踏まえると、苦情の申出があった場合、実施機関は申出に係る苦情の原因となる事実を把握し、速やかに申出人に開示を実施する旨の書面を送付するなどして、苦情を解決していく措置をとることが求められている。この点において、当該措置はとられておらず、実施機関の事務は不適正である。

イ 上記(1)イについて

事務取扱要綱の規定に不備はなく、繰り返し申出人に説明を行っており、実施機関の事務は適正であった。

ウ 上記(1)ウについて

(ｱ) 行政不服審査法第４７条の規定による決定である平成２４年８月３０日付け保指第１１１１号及び第１１１１号の２については、次に掲げる事項がそれぞれ認められる。

a 保指第１１１１号 条例第２０条第２項の規定により、同条第１項の規定による諮問に対する答申を受けたときは、速やかに、行政不服審査法による不服申立てに対する決定を行わなければならないとされ、千葉県情報公開条例解釈運用基準（平成１３年３月１２日制定）第２０条【解釈及び運用】２後段及び事務取扱要綱第５ ７(2)により、当該答申を受け付けた日から行政不服審査法第４７条の規定による決定までの標準的な処理期間は、長くても６０日とされ、また、当該答申から当該決定まで５年余りが経過していること。

b　保指第１１１１号の２　事務取扱要綱第５　７(1)ア後段により、速やかに異議申立てに対する決定を行うとされ、また、事務取扱要綱第５　７(1)ア後段による意見から当該決定まで２年余りが経過していること。

(イ)　５年余り又は２年余りが経過していることについて、実施機関は、答申済み案件が多数あり、順次処理していたと説明するが、処理に５年余り又は２年余りを要する具体的な説明はなく、ほかに特段の理由があるとの説明もなかったことから、実施機関の事務は不適正であった。

3　千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会の意見

異議申立てに対する決定から本事案に係る当部会の開催まで６０日余りが経過し、苦情の申出から当該開催まで３０日余りが経過しているが、実施機関は開示を実施する旨の書面を送付していない。これ以上時間を要する合理的な説明は実施機関からなかったことから、直ちに当該書面を送付すべきである。

今後は、答申を受けた際には、直ちに、総務部政策法務課政策法務室と連携を図りながら、速やかに決定するとともに、同課情報公開・個人情報センターと連携を図りながら、決定書の謄本と併せて当該書面を送付すべきである。

第４号様式（第９条第１項）

処理結果通知書

情公推第５４号
平成２５年２月１９日

○○○○様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年１０月２日付けであなたから申出のあった苦情については、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	１　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１７：平成２４年１０月２日付け 県文書管理規則で保存期間３年に該当する理由を知りたいので担当課の人に情報公開センター窓口にきてもらい問題のない記載をしたのに、規則が対象文書であるとして却下。何のために窓口で問題ないようにしているのかわからない。 （Ｈ２４）苦情事案１８：平成２４年１０月２日付け 何ども同じ請求をさせる。県議会中だからと「議会対応優先」として対応しようとせず、情報公開センターにおりてこず、開示請求者が財政課まで出向き、請求内容を○○さんに確認し請求をさせる。 ２　調査の概要 平成２４年１０月　２日　苦情の申出書の受付（苦情事案１７及び１８） 平成２４年１１月１９日　千葉県知事（以下「実施機関」という。）（財政課）への書面による調査 平成２４年１２月１０日　実施機関（財政課）から調査回答書の受付 平成２５年　２月　７日　苦情処理調査部会で審議 ３　処理結果 （１）本事案は、情報公開に係る苦情の申出書により、次に掲げる事項に対する苦情であると認められる。 苦情事案１７ 苦情を申し出たもの（以下「申出人」という。）が政策法務課情報公開センター（以下「総合窓口」という。）において実施機関の担当者と話をした後に提出した行政文書開示請求に対して、実施機関が却下を行ったことに対する苦情 苦情事案１８ ア　実施機関が申出人に何度も同じ請求をさせたことに対する苦情 イ　申出人が行政文書開示請求を行った際、実施機関の担当者が総合窓口にこなかったことに対する苦情

（２）本事案における行政文書開示請求書及び開示請求却下通知書の記載内容は次のとおりである。

ア　平成２４年８月３１日付け　行政文書開示請求書

開示請求する行政文書の件名又は内容欄

「Ｈ２４、７、５付財第１５４号の保存期間を３年の根拠についてわかる一切の書類（知事が決裁印を押したのは関係ない）」

イ　平成２４年９月２８日付け財第２５７号　開示請求却下通知書

開示請求に応ずることができない理由欄

「千葉県行政文書管理規則（第１０条、別表）

規則は県報により公布されていること、また千葉県法規集として千葉県文書館行政資料室において閲覧及び複写できるものであり、条例第２条第２項及び条例第１８条第２項の規定により開示請求の適用を除外されているものであるため」

ウ　平成２４年１０月２日付け　行政文書開示請求書

開示請求する行政文書の件名又は内容欄

「平成２４年７月５付け財第１５４号の文書について千葉県行政文書管理規則により保存期間を３年としている根拠の決裁書類」

（３）実施機関の説明は次のとおりである。

苦情事案１７

平成２４年８月３１日、申出人が総合窓口において、平成２４年８月１５日付け財第１９６号により部分開示決定された行政文書を閲覧した際、実施機関から説明を受けたい旨の申し出があったことから、実施機関の担当者が総合窓口に出向いた。その際、部分開示を行った行政文書についての保存期間の根拠に関し質問があったが、その場で特定ができなかったことから、確認をしたうえで回答をする旨の説明を行ったが、申出人は、その場で、行政文書開示請求書を記載し提出を行った。

その後、検討した結果、開示請求の対象が行政文書そのものではなく、千葉県行政文書管理規則の内容でしかないことが解ったため、知事が保有する行政文書の開示等に関する事務取扱要綱（平成１３年３月７日制定）第３　３（３）ア（イ）の規定により、当該開示請求について、平成２４年９月２８日付け財第２５７号により、却下の決定を行ったものである。

苦情事案１８

ア　平成２４年８月３１日に申出人が開示請求書を記載した際には、千葉県行政文書管理規則で保存期間３年に該当する理由を知りたいとの発言はなかった。その後、申出人が、平成２４年１０月２日に来庁した際に、本当に開示請求をしたい対象文書は、「平成２４年７月５日付け財第１５４号の文書について千葉県行政文書管理規則により保存期間を３年としている根拠の決裁書類」であることが、初めて判明したものである。

イ　平成２４年１０月２日に申出人が総合窓口に来庁した際、対応した総合窓

	口の担当者から、「申出人が平成２４年９月２８日付け財第２５７号で行った開示請求却下決定について、却下とは何事だと怒っている。説明に来られるか？」との連絡を受けたが、当日は、９月定例県議会の会期中であり、実施機関の担当者は議会関係の連絡調整に関する事務を所掌していることから、１０時からの開議を前に各部局との連絡等により繁忙であったため、説明に出向くことはできない旨の回答を総合窓口の担当者に行ったものである。 なお、申出人の当日の来庁は、事前に連絡のあったものではない。 （４）千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次のとおり判断する。 苦情事案１７について 申出人は、総合窓口において、開示請求に係る文書の内容を「問題のない記載をした」旨申し出ているが、実施機関の説明は、「その場では特定ができず、その後検討した結果、開示請求の対象が行政文書そのものではなく、千葉県行政文書管理規則の内容でしかないことが解った」という回答である。却下通知後に、申出人は、再度実施機関の担当者と話をした後、開示請求書の内容欄の記載を変えた開示請求書を再度提出していることから、実施機関の説明に不自然な点はない。 また、たとえ開示請求書に記載された内容について窓口で担当者が一度確認したとしても、実施機関が改めて確認することは、開示請求に係る対象文書の特定等をするうえで重要な作業の一つであり、実施機関の事務は適切であった。 苦情事案１８について ア　苦情事案１７で検討したとおり、実施機関の事務に不適切な点はない。 イ　平成２４年１０月２日は、平成２４年９月定例県議会の質疑並びに一般質問日であり、実施機関の担当室は、議会案件の取りまとめを事務分掌としている。実施機関の説明に不自然な点はなく、実施機関の事務に不適切な点はない。
調査委員	菅野　泰、渋沢　茂

第４号様式（第９条第１項）

処理結果通知書

情公推第４０号
平成２４年１１月１６日

〇〇〇〇　様

千葉県情報公開推進会議
会長　松村雅生

平成２４年１０月１６日付けであなたから申出のあった苦情について、次のとおり処理したので通知します。

処理結果	1　苦情の内容 （Ｈ２４）苦情事案１９：平成２４年１０月１６日付け 個人情報保護の手引き（改訂第４版）の内容 苦情申出制度がないから、開示決定通知書を件名でなくて内容で書いてもよいとしている。 2　調査の概要 平成２４年１０月１６日　苦情の申出書の受付（苦情事案１９） 平成２４年　事実関係等の調査 平成２４年１１月　８日　苦情処理調査部会で審議 3　処理結果 千葉県情報公開推進会議苦情処理調査部会は、検討の結果、次の通り判断する。 （１）本件は、千葉県個人情報保護条例（平成５年条例第１号）の規定による不開示決定、部分開示決定に係る苦情の申出であることが、認められた。 （２）したがって、下記理由により、本件苦情の申出に応ずることができない。 本件は、千葉県情報公開条例（平成１２年条例第６５号）第２７条の2第3項の規定による「情報公開に係る事務についての苦情」ではないため。
調査委員	伊藤さやか、中谷弘美